習志野市
循環型社会形成推進地域計画

千葉県習志野市

令和　４年　３月２５日　作成

令和　４年　７月２２日　変更

令和　５年　２月　１日　変更

令和　５年１１月３０日　変更

令和　６年１２月１８日　変更

目　　次

１　地域の循環型社会形成を推進するための基本的事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
２　循環型社会形成推進のための現状と目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４
３　施策の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６
４　計画のフォローアップと事業評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４

【様　式】
様式１　循環型社会形成推進交付金事業実施計画　総括表１・・・・・・・・・・・・・・・・１５
様式２　循環型社会形成推進交付金事業実施計画　総括表２・・・・・・・・・・・・・・・・１７
参考資料様式８　計画支援概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８

【添付資料】
添付資料－１　処理施設の位置図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０
添付資料－２　ハザードマップ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１
添付資料－３　指標と人口等との要因に関するトレンドグラフ・・・・・・・・・・・・・・・２３
添付資料－４　習志野市国土強靭化アクションプラン（抜粋）　・・・・・・・・・・・・・・２５

１　地域の循環型社会形成を推進するための基本的事項

（１）対象地域

・一般廃棄物処理対象区域：習志野市

・面積：２０．９７㎢

・人口：１７５，１８３人（住民基本台帳　令和４年１月現在）

（２）計画期間

令和４年４月１日～令和９年３月３１日（５年間）

（３）基本的な方向

習志野市（以下、「本市」は、千葉県の北西部にあり、東京都からほぼ 30Km 県圏内にあります。東は千葉市、西は船橋市、北は八千代市に接し、南は東京湾に面しています。海岸線は千葉港（東京湾）の一部を形成し、地形は東西 8.9Km、南北 6.2Km で内陸部の自然地形と平坦な埋立地からなっています。

古くは、騎兵連隊・鉄道連隊が置かれるなど軍都として発展してきましたが、現在、軍用地の後は病院や学校に建替えられ、軍隊の町から文教住宅都市と生まれ変わりました。臨海部は埋め立てられ袖ケ浦団地、秋津団地などの大型団地が建設されるなどベッドタウンとして発展しています。

現在も内陸部では区画整理事業を中心に住居系の都市開発が進むとともに、ＪＲ津田沼駅を中心とした駅周辺の商業系の開発も進んでおります。また、臨海部においては物流倉庫の建設が相次ぎ、臨海部の物流拠点として発展を続けています。

本市では、昭和 45 年に制定した「文教住宅都市憲章」に基づき、平成 26 年に「習志野市基本構想」、「前期基本計画」、令和 2 年に「後期基本計画」に策定しております。これらに基づき、

「習志野市一般廃棄物処理基本計画」を令和４年３月に全面改訂し、「持続可能な清掃行政をめざす１０年計画」を基本理念として、持続可能な循環型社会を構築し、市民・事業者・市が一体となって取り組むとともに、すべての主体がごみ処理に参加し、それぞれの役割を果たし、環境負荷のできる限り少ないごみ処理体系の実現を目指していきます。

基本方針としては、本市における持続可能な循環型社会の構築には、従来の 3R（Reduce（ごみ減量）、Reuse（再使用）、Recycle（再資源化））を推進しつつも、脱炭素社会に向け、より環境への負荷が少ない 2R（Reduce（ごみ減量）、Reuse（再使用））優先を明確にした施策の転換を図る必要があります。

また、廃棄物の減量その他、その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、廃棄物の排出量に応じた負担の公平化及び市民の意識改革を進める観点から一般廃棄物処理の受益者負担を求めます。

（４）ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況

ごみ処理の広域化・施設の集約化については、平成 23 年に発災した東日本大震災の際の経験から考慮する必要があります。

発災時は一時的に芝園清掃工場の溶融炉を一時的に稼働できないこともありましたが、数日で復旧し、ごみ処理を再開できたことは復興に向け非常に大きなアドバンテージとなりました。また、他市のごみの受入も行いました。

このことから、令和 4 年策定の「習志野市一般廃棄物処理基本計画年」に位置付けているように、災害時等の対応を考慮することとしています。

また、第 10 次千葉県廃棄物処理計画において、本市はごみ処理の広域化・施設の集約化の検討対象として位置付けられており、今後、意見交換会が開催されるとのことから、これに参加し、広域化・施設の集約化の結論を出します。

隣接市の状況としては、北側に隣接する船橋市、南側に隣接する千葉市は新たに清掃工場を建設するなどしています。

東側に隣接し、本市と同様に検討対象となっている八千代市との間では、令和 3 年度の協議で本市が令和 13 年度末までに清掃工場の建替えを予定している、一方、八千代市は基幹的設備改良工事を予定していることを確認しました。

さらに、令和 4 年度に入り、改めて協議した結果、上記の方針に変更はないことを確認しました。

（５）プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容

プラスチック資源のうちペットボトル及び食品用の白色発砲トレイを除いたものは、当面の間可燃ごみとして溶融処理し、最終的に発生する溶融飛灰を埋立処分することを継続するが、今後、コストや環境影響等の情報収集を行い、財政状況等を踏まえながら分別収集・再商品化の実施方法や実施時期について検討を行います。

なお、本計画に記載している、計画支援事業、施設整備事業（エネルギー回収型廃棄物処理施設建設事業、マテリアルリサイクル推進施設整備事業）は、経過措置が適用されている。

２　循環型社会形成推進のための現状と目標

（１）一般廃棄物等の処理の現状

令和元年度の一般廃棄物の排出、処理状況は図１のとおりである。

なお、溶融施設で発生した熱回収により発電を行っており、場内での消費電力を賄うとともに余剰電力の売電を行っています。

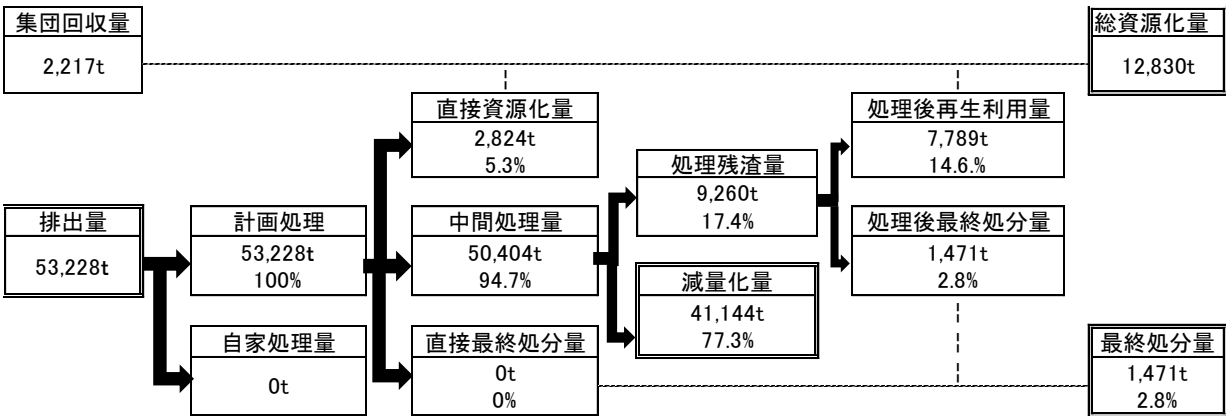

図１　一般廃棄物の処理状況フロー（令和元年度）

（２）一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表１のとおり目標値について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

表１　減量化、再生利用に関する現状と目標

指　　標		現　状（割合※1） （令和元年度）	目　標（割合※1） （令和９年度）
排 出 量	事業系　総排出量	15,372 トン	14,948 トン（-2.8%）
	１人事業所当たりの排出量※2	3.6 トン/事業所	3.5 トン/事業所（-2.8%）
	生活系　総排出量	37,856 トン	35,998 トン（-4.9%）
	１人当たりの排出量※3	218g/人	205g/人（-5.9%）
	合　計　事業系生活系総排出量合計	53,228 トン	50,946 トン（-4.3%）
再生利用量	直接資源化量	2,824 トン（5.3%）	3,366 トン（6.6%）
	総資源化量	12,830 トン（23.1%）	13,236 トン（24.9%）
エネルギー回収量	エネルギー回収量 （年間の発電電力量及び熱回収量）	17,996Mwh （445,230GJ）	未定 （未定）
最終処分量	埋立最終処分量	1,471 トン（2.8%）	1,404 トン（2.8%）

※１　排出量は現状に対する増減割合、直接資源化量・埋立最終処分量は排出量に対する割合、総資源化量は排出量＋集団回収量に対する割合

※２　（１事業所当たりの排出量）＝｛(事業系ごみの総排出量)－(事業系ごみの資源ごみ量)｝／(事業所数)

※３　（１人当たりの排出量）＝｛(生活系ごみの総排出量)－(生活系ごみの資源ごみ量)｝／(人口)

《用語の定義》

排出量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量(集団回収されたごみを除く。)〔単位：トン〕

総資源化量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和〔単位：トン〕

エネルギー回収量：エネルギー回収施設において発電された年間の発電電力量〔単位：MWh〕及び熱利用量〔単位：GJ〕

最終処分量：埋立処分された量〔単位：トン〕

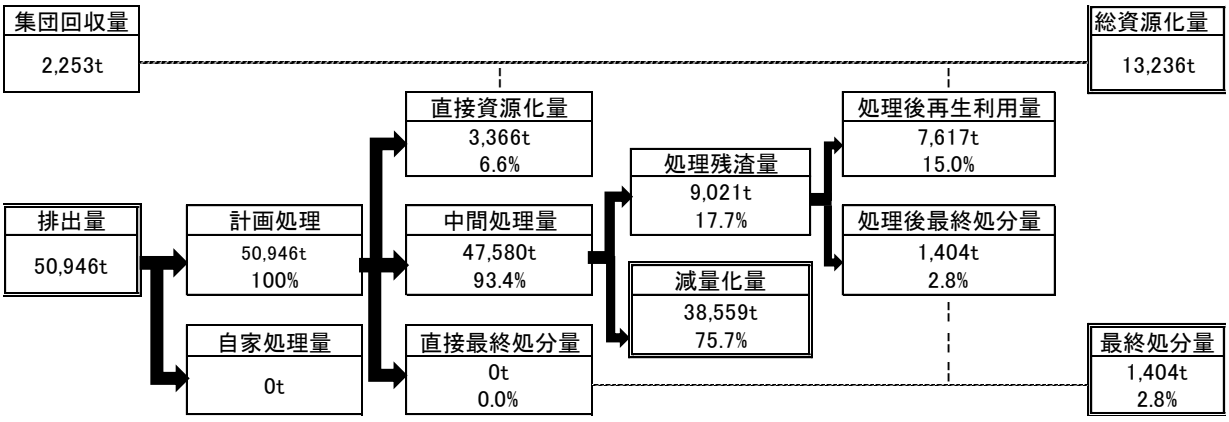

※端数処理により割合・合計が合わないことがある。

図２　目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー

３　施策の内容

（１）発生抑制、再使用の推進

ア　有料化（受益者負担制度の導入）の検討

国における有料化の基本的な考え方として、廃棄物処理法第 5 条の 2 第 1 項の規定に基づく、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（以下「基本方針」という。）に、市の役割として、「経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化および住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の推進を図るべきである。」と、国全体の施策の方針として、家庭系ごみの受益者負担を推進すべきと明確に示されています。

本市においては、国の方針及び本市の現状を踏まえるなかで、令和 4 年 4 月 1 日施行の「習志野市一般廃棄物処理基本計画」のごみ処理計画における基本方針として、さらなるごみの減量化や市民の意識改革を進め、受益者負担を原則とした有料化の導入の必要性を位置付けました。現在、基礎的検討の段階として、受益者負担（有料化）の基本的事項、有料化の目的の精査を行っているところであります。

今後につきましては、制度設計を進めるとともに、住民合意を図るべく住民説明を行ってまいります。この中で受益者負担制度を構築し、導入を進めます。

①　本市の現状

ⅰ　ごみ処理負担の現状

・本市ではごみ処理に対して、令和元年度実績で 1 人当たり年間約 16,000 円、１トン当たり年間約 48,000 円の経費がかかっています。これは、市民が税金で負担している額です。

・本市のごみの排出の状況としては、現在の排出ルールを守って排出されるごみとルールを守らず排出されるごみがあります。このように「分別しない」、「袋に入れない」など市のごみ出しルールを守らない場合は、収集・分別・処理には多額の処理費用がかかっており、このごみ処理費用も市民全員で負担している現状にあります。また、排出量においても、ごみの減量化を努力している市民と、ごみを多量に排出する市民とは同じ負担で家庭系ごみは処理されている現状があります。

②　今後のごみ処理

ⅰ　現清掃工場は 1 日当たり 73 トンの処理能力のある炉が 3 つあり、全体では 219 トンの処理が可能です。稼働開始から 19 年が経過し、施設は老朽化がみられますが、現在は計画的に予防保全を実施し、安定的な稼働が行えております。通常は２炉運転で処理していますが、本市の年間処理量は約 54,000 トンであることから、3 炉運転で処理する場合もあります。現在は、2 炉または 3 炉での運転を効率良く行っておりますが、将来を見据えた時には、老朽化は進み、処理能

力は徐々に低下することが想定されます。従って、将来的に安定的なごみ処理を継続するためには、ごみ処理施設を更新する必要があります。

ii　ごみ処理施設の更新には莫大な費用がかかりますが、ごみの適正排出、減量化により施設規模（処理能力）が小さくすることができれば、更新に係る整備費用を抑制できるだけでなく、更新後、日々のごみ処理経費を抑制することにもつながります。

iii　本市は最終処分場を市域に持たず、他地域に最終処分を依存していることから、最終処分量を常に削減することが求められます。

③　有料化（受益者負担）制度構築

ⅰ　受益者負担とは、市民のごみの排出量に応じて処理費の一部を負担していただくことです。この仕組みにより負担の公平性を確保することで、ごみの排出の適正化、さらにはごみの減量化へとつなげていきます。ごみの排出ルールを守らないと、ごみ処理には多額の費用がかかることを認識してもらい、ごみの適正排出を啓発し、徹底します。

上記を踏まえ、制度の構築にあたっては市民と対話しながら、制度の効果を検証し、取組を進めます。

また、制度の導入による不法投棄の増加などについては、既に対応を強化しており、今後も継続してパトロールの実施や啓発活動等を行います。

④　有料化（受益者負担制度）の検証・評価・見直し

ⅰ　家庭系ごみの処理への有料化（受益者負担制度）の導入は、一般廃棄物の排出抑制につながりごみが減ると言われる一方で、市民の慣れにより効果が継続しないとの懸念もありますが、排出量がリバウンドしないという調査実績例も確認できています。

ⅱ　導入後には、効果を検証・評価し、制度を見直しするなど、その後も継続して効果の検証に努め、必要に応じて制度の改善に取り組みます。

⑤　事業系ごみの対策

ⅰ　事業系ごみの処理手数料についても家庭系ごみと均衡を図るため、見直しを進めます。

イ　啓発、情報提供の充実

①　広報紙・市ホームページによる情報発信を充実させることに加え、様々な場面において説明会を行うなど、直接市民の方々と対話する機会を設けるとともに、教育機関と連携し、子どもだけでなく大人の環境教育を充実していきます。

②　環境美化推進員とさらに連携を深め、市民と行政の橋渡しとなるような人材育成の強化に取り組みます。

ウ　市民の発生抑制行動への支援の充実

①　市民がごみとして排出する以外の方法を選択できる機関を紹介・周知します。

- おもちゃの病院（おもちゃなどの修理をする場の提供、情報の提供）
- 不用品交換、フリーマーケットの機会の拡充
- 生ごみ水切りグッズの紹介、普及
- イベントにおけるエコイベント開催の手引き作成
- エコクッキング教室開催
- フードバンクの取組　　など

エ　子どもに対する環境学習の充実

①　小学校 4 年生における教育の中で、清掃工場の見学を通して、実際に見て感じてもらいながら、本市の清掃行政の状況を学んでもらいます。また、夏休みなど、清掃工場において職場体験、インターンシップの受入、さらに要請に応じて出前講座の実施など積極的な情報発信を行います。

オ　ごみ分別種類の見直しと資源化の拡大の検討

①　資源物として収集している雑がみについて、雑がみ用のリサイクル袋（紙袋）などの利用を促進し、これまで燃えるごみとして排出されていた雑がみを、資源物として回収拡大し、再生利用率の向上を図ります。

カ　事業者に対する環境に配慮した事業活動への支援

①　大型店、スーパー等の多量排出事業者については、減量化・資源化計画書を毎年提出し、計画的にリサイクルに取り組まれています。

②　市としては、直接訪問するなどして計画の実績を確認し、さらに、リサイクル運動を働きかけるとともに、環境に配慮した事業活動を実施している事業者を広報紙・市ホームページで紹介します。

（２）処理体制

ア　生活系ごみの処理体制の現状と今後

分別区分及び処理方法については、表 2 のとおりです。

現在、本市においては、最終処分場を持たないことから、埋立ごみを減らすため、現有施設をガス化・高温溶融一体型直接溶融炉とし、最終処分量を抑えております。また、溶融炉によるごみ処理により、スラグ・メタルを毎年約 5,000 トン生成しており、ごみの分別に加えリサイクルに積極的に取り組んでいます。

今後は、再生利用と適正処理に適した収集・運搬体制の整備、中間処理体制の整備を進め、最終処分量の削減に努めるとともに、最終処分用地の安定的かつ長期的な確保を目指します。

イ　事業系ごみの処理体制の現状と今後

生活系ごみの分別区分に準じ、収集、処分を行います。

また、「習志野市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則」に基づき、事業の用に供する部分の床面積が 1,000 ㎡以上かつ事業系一般廃棄物が 1 日平均 50 kg以上排出される建築物の所有者を多量排出事業者としており、減量化・資源化の計画や実績を報告させるとともに、管理責任者を届け出てもらい、減量化・資源化を進めています。

今後も、事業系のごみについては、適正な収集・運搬が行われるよう、周知・指導の強化を図り、適正排出を徹底させます。

ウ　一般廃棄物処理施設であわせて処理する産業廃棄物の現状と今後

現状では、習志野市浄化センターから排出される脱水汚泥の処理を行っており、今後も受け入れを継続します。

表２　生活系ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

<table>
<tr><th colspan="4">現状（令和元年度）</th><th colspan="4">今後（令和8年度）</th></tr>
<tr><th rowspan="2">分別区分</th><th colspan="2" rowspan="2">処理方法</th><th colspan="2">処理施設</th><th rowspan="2">分別区分</th><th colspan="2" rowspan="2">処理方法</th><th colspan="2">処理施設</th></tr>
<tr><th>一次処理</th><th>二次処理</th><th>一次処理</th><th>二次処理</th></tr>
<tr><td>可燃ごみ
可燃粗大ごみ
可燃直接搬入ごみ</td><td>溶融</td><td>発電・
リサイクル</td><td>習志野市
芝園清掃工場</td><td>溶融メタル：資源再生業者
（売却）
溶融スラグ：資源再生業者
（売却）</td><td>可燃ごみ
可燃粗大ごみ
可燃直接搬入ごみ</td><td>溶融</td><td>発電・
リサイクル</td><td>習志野市
芝園清掃工場</td><td>溶融メタル：資源再生業者
（売却）
溶融スラグ：資源再生業者
（売却）</td></tr>
<tr><td>不燃粗大ごみ</td><td rowspan="11">リサイクル</td><td>選別</td><td rowspan="11">リサイクルプラザ</td><td rowspan="3">残渣：習志野市
芝園清掃工場</td><td>不燃粗大ごみ</td><td rowspan="11">リサイクル</td><td>選別</td><td rowspan="11">リサイクルプラザ</td><td rowspan="3">残渣：習志野市
芝園清掃工場</td></tr>
<tr><td>不燃直接粗大ごみ</td><td>選別</td><td>不燃直接粗大ごみ</td><td>選別</td></tr>
<tr><td>ビン・カン</td><td>選別</td><td>ビン・カン</td><td>選別</td></tr>
<tr><td>金物・陶磁器類・ガラス</td><td>選別</td><td rowspan="2">専門処理業者（委託）</td><td>金物・陶磁器類・ガラス</td><td>選別</td><td rowspan="2">専門処理業者（委託）</td></tr>
<tr><td>枝木</td><td>選別</td><td>枝木</td><td>選別</td></tr>
<tr><td>有害ごみ</td><td>保管</td><td rowspan="5">残渣：習志野市
芝園清掃工場</td><td>有害ごみ</td><td>保管</td><td rowspan="5">残渣：習志野市
芝園清掃工場</td></tr>
<tr><td>プラスチック製容器包装</td><td>保管</td><td>プラスチック製容器包装</td><td>保管</td></tr>
<tr><td>ペットボトル</td><td>選別</td><td>ペットボトル</td><td>選別</td></tr>
<tr><td>紙類</td><td>選別</td><td>紙類</td><td>選別</td></tr>
<tr><td>布団・布類</td><td>選別</td><td>布団・布類</td><td>選別</td></tr>
<tr><td>紙類、ビン・カン、ペットボトル、金属類等
（資源集団回収）</td><td colspan="3">直接資源再生業者引き取り（売却）</td><td>紙類、ビン・カン、ペットボトル、金属類等
（資源集団回収）</td><td colspan="3">直接資源再生業者引き取り（売却）</td></tr>
</table>

（３）処理施設等の整備

ア　廃棄物処理施設

上記（２）で示した処理体制で処理を行うため、表 3 のとおり必要な整備を行う。

表 3　整備する処理施設

事業番号	整備施設種類 施設名	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間 (全体事業期間)	国土強靭化	プラ要件化の経過措置の適用事業
1	新・芝園清掃工場	エネルギー回収型廃棄物処理施設建設事業	未定	習志野市芝園 3-2-1	「－」 (2 次計画) (R10～R13)	習志野市国土強靭化アクションプラン	○
2	ストックヤード	マテリアルリサイクル推進施設整備事業	未定	習志野市芝園 3-2-1	「－」 (3 次計画) (R15)	習志野市国土強靭化アクションプラン	○
3	リサイクルセンター（新・リサイクルプラザ（処理施設棟))	マテリアルリサイクル推進施設整備事業	未定	習志野市芝園 3-2-1	「－」 (2 次計画) (R10～R13)	習志野市国土強靭化アクションプラン	○
4	茜浜最終処分場	最終処分場整備事業	未定	習志野市茜浜 3 丁目 38 番 2	「－」 (3 次計画) (R16)	―	○

（整備理由）

- 事業番号 1：既存施設の老朽化のため
- 事業番号 3：既存施設の老朽化のため及びごみ処理にあたり安定性・効率性の向上のため
- 事業番号 4：ごみ処理にあたり安定性・効率性の向上のため

（４）施設整備に関する計画支援事業

（３）の施設整備に先立ち、表４のとおり計画支援事業を行います。

表４　実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間	プラ要件化の経過措置の適用事業
1	（事業番号１・２・３）に係るＰＦＩ等導入可能性調査業務	ＰＦＩの適正確認、定量的効果の確認（ＶＦＭ）、ＰＦＩ導入可能性調査	R4～R6	○
2	（事業番号１・２・３）に係る環境影響評価及び施設整備基本計画策定等業務	環境影響評価・施設整備基本計画策定（ごみ処理方式選定含む）・土壌汚染調査	R4～R7	○
3	（事業番号１・２・３）に係る事業者選定支援事業	事業者選定支援	R7～R8	○
4	（事業番号１・２・３）に係る地積高低差測量	地積高低差測量	R5	○
5	（事業番号１・２・３）に係る地質調査	地質調査	R6	○
6	（事業番号１）に係る解体設計	解体設計	R7	○

（５）その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していきます。

ア　廃家電・使用済小型家電のリサイクルに関する普及啓発

廃家電・使用済小型家電のリサイクルについては、家電リサイクル法及び小型家電リサイクル法に基づく適切な回収及び再商品化がなされるよう、関連団体や小売店などと協力して普及啓発を行います。

イ　不法投棄対策

廃棄物の不法投棄を未然に防止するため、市内全域を対象にパトロールをするとともに、習志野警察と連携のもと、取り締まりを強化していきます。

ウ　「地域防災計画」、「千葉県災害廃棄物処理計画」、「習志野市災害廃棄物処理計画」等を踏まえ、災害時に発生する廃棄物の広域的処理体制の確保を図るため、地域内及び周辺自治体との連携体制を構築し、日頃から災害時における被害状況の情報収集とその連絡体制及び責任分担等について充分な協議を進めていきます。

また、新たに整備を進める新・芝園清掃工場等は、関係法令などに基づいた建物の耐震性の確保や、立地条件を踏まえた地盤改良や高潮対策に取り組むとともに、大規模災害が発生した後の迅速な再稼働に向けた施設の強靭化を考慮する。

４　計画のフォローアップと事業評価

（１）計画のフォローアップ

毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて千葉県及び国と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し計画の見直しを行います。

（２）事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行います。

また、結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとします。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとします。

様式１

循環型社会形成推進交付金等事業実施計画　総括表１

１　地域の概要

（１）地域名	習志野地域	（２）地域内人口	175,183人	(3)地域面積	20.97k㎡
（４）構成市町村等名	習志野市	（５）地域の要件*	人口		
（６）構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	組合を構成する市町村: 設立されていない場合、今後の見通し:設立の予定なし				

*交付要綱で定める交付対象となる要件のうち、該当する項目全てに○を付ける。

２　一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位 年		過去の状況・現状（排出量等に対する割合）					目　標
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和9年度
排出量	事業系　総排出量(トン)	15,320	15,059	15,598	15,696	15,372	14,948(R1比-2.8%)
	1事業所当たりの排出量(kg/人)	3.6	3.5	3.7	3.7	3.6	3.5(R1比-2.8%)
	生活系　総排出量(トン)	38,192	37,699	37,524	37,703	37,856	35,998(R1比-4.9%)
	1人当たりの排出量(g/人)	226	219	218	218	218	205(R1比-5.9%)
	合計　事業系生活系の総排出量合計(トン)	53,512	52,758	53,122	53,399	53,228	50,946(R1比-4.3%)
再生利用量	直接資源化量(トン)	2,894(5.4%)	2,748(5.2%)	2,762(5.2%)	2,782(5.2%)	2,824(5.3%)	3,366(6.6%)
	総資源化量(トン)	13,971(26.1%)	12,595(24.0%)	13,948(26.2%)	12,969(24.3%)	12,830(23.1%)	13,236(24.9%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量　（年間の発電電力量　Mwh）	17,027	17,141	17,320	17,064	17,996	17,996
	エネルギー回収量　（年間の熱利用量　GJ　）	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
最終処分量	埋立最終処分量(トン)	1,660(2.9%)	1,551(2.8%)	1,581(2.8%)	1,529(2.7%)	1,471(2.8%)	1,404(2.8%)

※　別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付する。

一般廃棄物処理計画と目標値が異なる場合に、地域計画と一般廃棄物処理計画との整合性に配慮した内容

３　一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

（１）現有施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力（単位）	竣工年月	廃止又は休止（予定）年月	解体（予定）年月	想定される浸水深と対策	備考
ごみ焼却場	旧・芝園清掃工場	習志野市	流動床式焼却炉	180t/60t×3基	S58.8	H14.10 廃止	R8.4 解体予定	－	
ごみ焼却場	現・芝園清掃工場	習志野市	ガス化・高温溶融一体型直接溶融炉	219t/日（73t/日×3）	H14.11	R14.3 廃止予定	R14.4 解体予定	2級河川の遡上による3mの高潮被害が想定されるため、災害時には他市町村等と協定に基づき対応 （浸水深:0m）	
リサイクルプラザ	リサイクルセンター（現・リサイクルプラザ（処理施設棟））	習志野市	破砕及び選別	49.65t/5h（粗大15.65t/5h+不燃19.05t/5h+ペットボトル4.85t/5h+ビン・缶10.1t/5h）	H8.1	R14.3 廃止予定	R14.4 解体予定	2級河川の遡上による3mの高潮被害が想定されるため、災害時には他市町村等と協定に基づき対応 （浸水深:0m）	
リサイクルプラザ	リサイクルセンター（現・リサイクルプラザ（再生棟））	習志野市	—	—	H8.1	R14.3 廃止予定	R14.4 解体予定	2級河川の遡上による3mの高潮被害が想定されるため、災害時には他市町村等と協定に基づき対応 （浸水深:0m）	
業務棟	クリーンセンター業務課棟	習志野市	—	—	H1.3	R8.4 廃止予定	R8.4 解体予定	2級河川の遡上による3mの高潮被害が想定されるため、災害時には他市町村等と協定に基づき対応 （浸水深:0m）	

（２）更新（改良）・新設施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力（単位）	竣工予定年月	更新（改良）・新設理由	廃焼却施設解体の有無（解体施設の名称）	廃焼却施設解体事業 着手（予定）年月 完了（予定）年月	想定される浸水深と対策	プラスチック再商品化を実施するための施設整備事業	備考
ごみ焼却場	新・芝園清掃工場	習志野市	未定	未定	R14.3	現施設の老朽化のため	有 （旧・芝園清掃工場）	R8.4～10.3	2級河川の遡上による3mの高潮被害が想定されるため、施設の建設の際の設計・施工で考慮する。 （浸水深:0m）	－	リサイクルプラザ・ストックヤードと合築 習志野市国土強靭化アクションプランで「新清掃工場」と表記
リサイクルプラザ	リサイクルセンター（処理施設棟・再生棟）	習志野市	未定	未定	R14.3	現施設の老朽化のため	無	R8.4～10.3	2級河川の遡上による3mの高潮被害が想定されるため、施設の建設の際の設計・施工で考慮する。 （浸水深:0m）	（未定）	ごみ焼却場と合築 習志野市国土強靭化アクションプランで「新清掃工場」と表記
ストックヤード	ストックヤード	習志野市	未定	未定	R16.3	ごみ処理にあたり安定性・効率性の向上のため	有 （芝園清掃工場）	R14.4～R16.3	2級河川の遡上による3mの高潮被害が想定されるため、施設の建設の際の設計・施工で考慮する。 （浸水深:0m）	－	ごみ焼却場と合築 習志野市国土強靭化アクションプランで「新清掃工場」と表記
最終処分場	茜浜最終処分場	習志野市	未定	未定	R17.3	ごみ処理にあたり安定性・効率性の向上のため	無	—	2級河川の遡上による3mの高潮被害が想定されるため、施設の建設の際の設計・施工で考慮する。 （浸水深:0m）	－	

様式２

循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表２

事業種別 / 事業名称	事業番号※1	事業主体名称※2	規模	単位	事業期間※5 開始	終了	国土強靭化地域計画	総事業費（千円）	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	交付対象事業費（千円）	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	備考
○マテリアルリサイクル推進等に関する事業								**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	
リサイクルセンター整備事業								0						0						エネルギー回収型施設と合築
ストックヤード整備事業								0						0						エネルギー回収型施設と合築
○エネルギー回収等に関する事業								**675,000**	**0**	**0**	**0**	**0**	**675,000**	**675,000**	**0**	**0**	**0**	**0**	**675,000**	
ごみ焼却施設整備事業（事業番号１）エネルギー回収型廃棄物処理施設に係る解体	1	習志野市	未定	未定	R8	R8	○	675,000					675,000	675,000					675,000	旧・芝園清掃工場解体 全体事業期間：R8～R9年度
○最終処分に関する事業								**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	
最終処分場整備事業								0						0						
○施設整備に関する計画支援事業								**335,331**	**8,218**	**78,955**	**112,338**	**102,799**	**33,021**	**335,331**	**8,218**	**78,955**	**112,338**	**102,799**	**33,021**	
（事業番号１・２・３）に係るPFI等導入可能性調査業務	1	習志野市	未定	未定	R4	R6	○	16,500	4,364	4,136	8,000			16,500	4,364	4,136	8,000			
（事業番号１・２・３）に係る環境影響評価及び施設整備基本計画策定業務	2	習志野市	未定	未定	R4	R7	○	207,900	3,854	56,669	92,774	54,603		207,900	3,854	56,669	92,774	54,603		
（事業番号１・２・３）に係る事業者選定支援事業	3	習志野市	未定	未定	R7	R8	○	59,545				26,524	33,021	59,545				26,524	33,021	
（事業番号１・２・３）に係る地積・高低差測量業務	4	習志野市	未定	未定	R5	R5	○	18,150		18,150				18,150		18,150				
（事業番号１・２・３）に係る地質調査業務	5	習志野市	未定	未定	R6	R6	○	11,564			11,564			11,564			11,564			
（事業番号１）に係る解体設計	6	習志野市	未定	未定	R7	R7	○	21,672				21,672		21,672				21,672		
○災害廃棄物処理計画策定支援事業								0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合　　計								**1,010,331**	**8,218**	**78,955**	**112,338**	**102,799**	**708,021**	**1,010,331**	**8,218**	**78,955**	**112,338**	**102,799**	**708,021**	

※1　事業番号については、計画本文3(3)表4等に示す事業番号と一致させること。
※2　実施しない事業の欄は削除して構わない。
※3　同一施設の整備であっても、交付金を受ける事業主体ごとに記載する。
※4　事業が地域計画を跨ぐ場合は地域計画期間内の事業期間を記入し、備考欄に全体の事業期間を記載すること。なお、事業期間は交付対象外部分のみを行う期間も含む。
※5　廃焼却施設の解体と新施設の建設を異なる事業主体が実施する場合は、それぞれの事業費を別行で記載すること。

【参考資料様式８】

計 画 支 援 概 要

都道府県名　千葉県

(1) 事業主体名	習志野市		
(2) 事業目的	新・芝園清掃工場施設整備のため（マテ含む）		
(3) 事業名称	（事業番号１・２・３）に係るＰＦＩ等導入可能性調査業務	（事業番号１・２・３）に係る環境影響評価及び施設整備基本計画策定等業務	（事業番号１・２・３）に係る事業者選定支援事業
(4) 事業期間	令和４年度　～ 令和６年度	令和４年度　～ 令和７年度	令和７年度　～ 令和８年度
(5) 事業概要	ＰＦＩの適正確認、定量的効果の確認（ＶＦＭ）、ＰＦＩ導入可能性調査	環境影響評価、施設整備基本計画策定（ごみ処理方式選定含む）、土壌汚染調査	事業者選定支援

(6) 総事業計画額　※1	16,500 千円のうち、交付対象事業費 16,500 千円	207,900 千円のうち、交付対象事業費 207,900 千円	59,545 千円うち、交付対象事業費 59,545 千円

※1　事業が複数の地域計画にまたがる場合、本地域計画期間内の工期、金額を記載し、全体の工期、金額を括弧書きすること。

【参考資料様式８】

計 画 支 援 概 要

都道府県名　千葉県

(1) 事業主体名	習志野市		
(2) 事業目的	新・芝園清掃工場施設整備のため（マテ含む）		
(3) 事業名称	（事業番号１・２・３）に係る地積・高低差測量業務	（事業番号１・２・３）に係る地質調査業務	（事業番号１）に係る解体設計
(4) 事業期間	令和５年度	令和６年度	令和７年度
(5) 事業概要	地積・高低差測量	地質調査	旧清掃工場解体設計

(6) 総事業計画額　※1	18,150 千円うち、交付対象事業費 18,150 千円	11,564 千円うち、交付対象事業費 11,564 千円	21,672 千円うち、交付対象事業費 21,672 千円

※1　事業が複数の地域計画にまたがる場合、本地域計画期間内の工期、金額を記載し、全体の工期、金額を括弧書きすること。

添付資料 - 1　処理施設の位置図

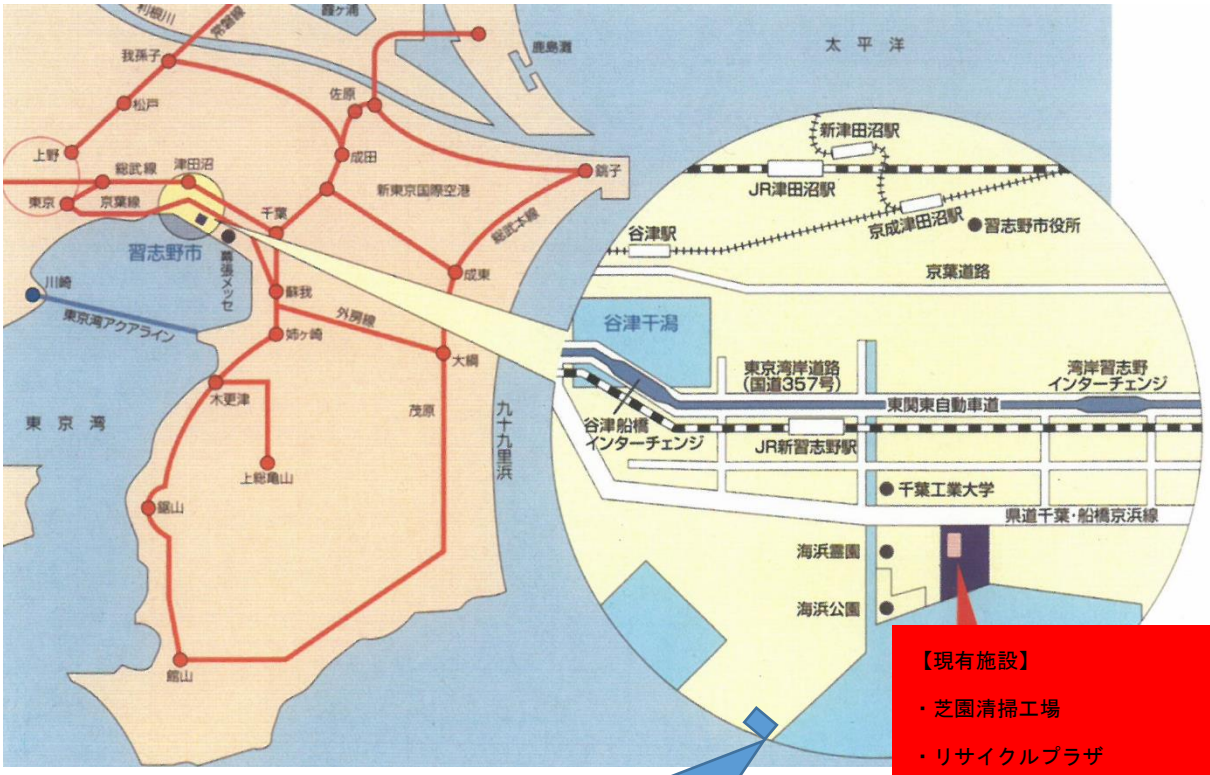

（仮称）習志野市茜浜最終処分場

【現有施設】

・芝園清掃工場

・リサイクルプラザ

・クリーンセンター業務課棟

【新設施設】

・新・芝園清掃工場

・新・リサイクルプラザ

・ストックヤード

添付資料 - ２　ハザードマップ

津波ハザードマップ　クリーンセンター　凡例：0.5m未満　0.5m～3m未満

津波ハザードマップ　（仮称）茜浜最終処分場　凡例：0.5m未満　0.5m～3m未満

津波ハザードマップ　クリーンセンター　凡例：0.5m未満　0.5m～3m未満

津波ハザードマップ　（仮称）茜浜最終処分場　凡例：0.5m未満　0.5m～3m未満

添付資料 - 3　指標と人口等との要因に関するトレンドグラフ

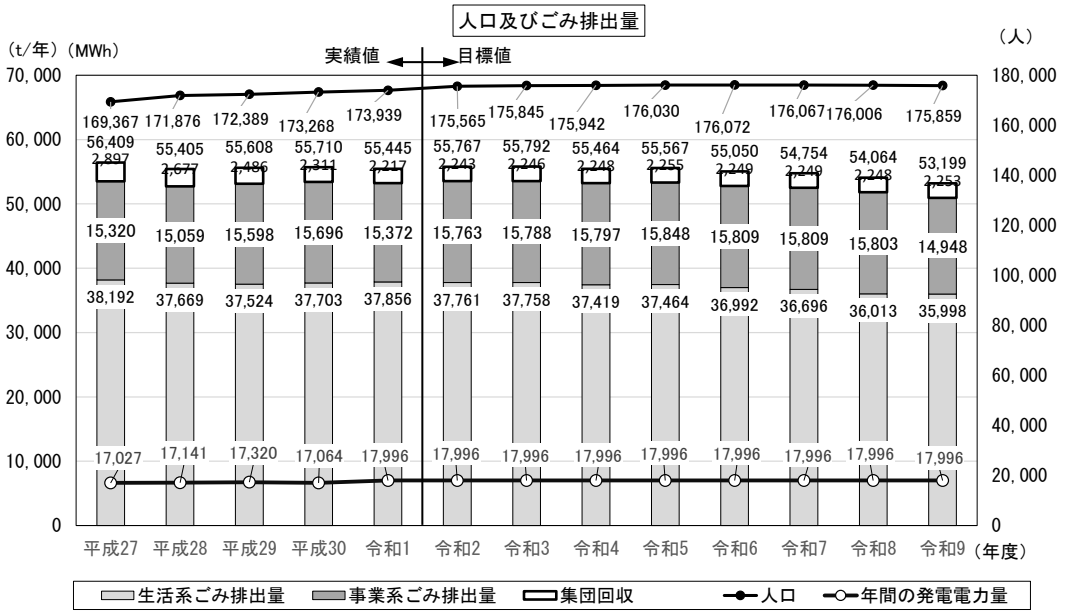

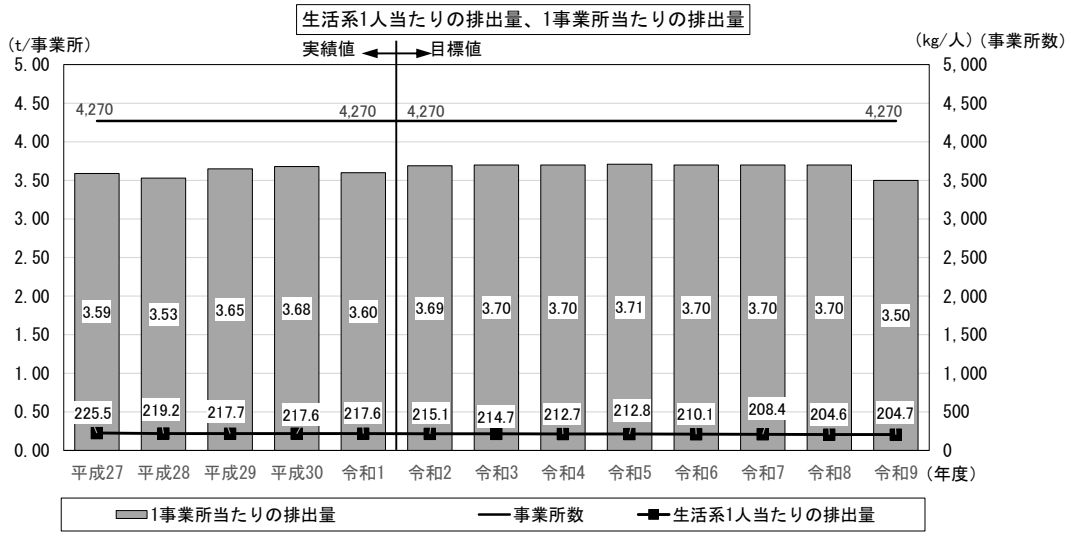

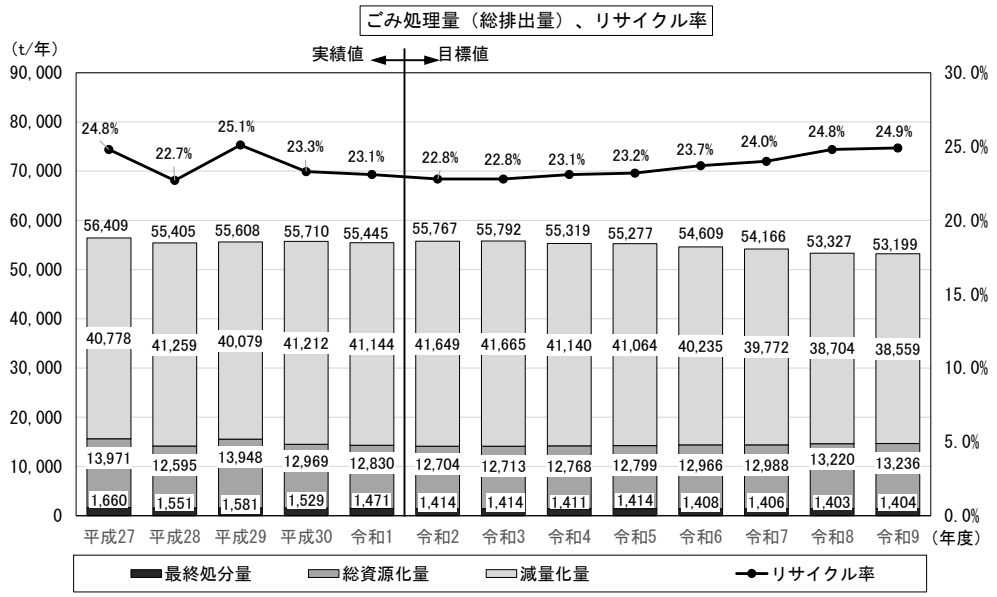
ごみ処理量（総排出量）、リサイクル率
（t/年）
実績値
目標値
90,000
80,000
70,000
60,000
50,000
40,000
30,000
20,000
10,000
0
30.0%
25.0%
20.0%
15.0%
10.0%
5.0%
0.0%
24.8% 22.7% 25.1% 23.3% 23.1% 22.8% 22.8% 23.1% 23.2% 23.7% 24.0% 24.8% 24.9%
56,409 55,405 55,608 55,710 55,445 55,767 55,792 55,319 55,277 54,609 54,166 53,327 53,199
40,778 41,259 40,079 41,212 41,144 41,649 41,665 41,140 41,064 40,235 39,772 38,704 38,559
13,971 12,595 13,948 12,969 12,830 12,704 12,713 12,768 12,799 12,966 12,988 13,220 13,236
1,660 1,551 1,581 1,529 1,471 1,414 1,414 1,411 1,414 1,408 1,406 1,403 1,404
平成27 平成28 平成29 平成30 令和1 令和2 令和3 令和4 令和5 令和6 令和7 令和8 令和9
（年度）
最終処分量
総資源化量
減量化量
リサイクル率

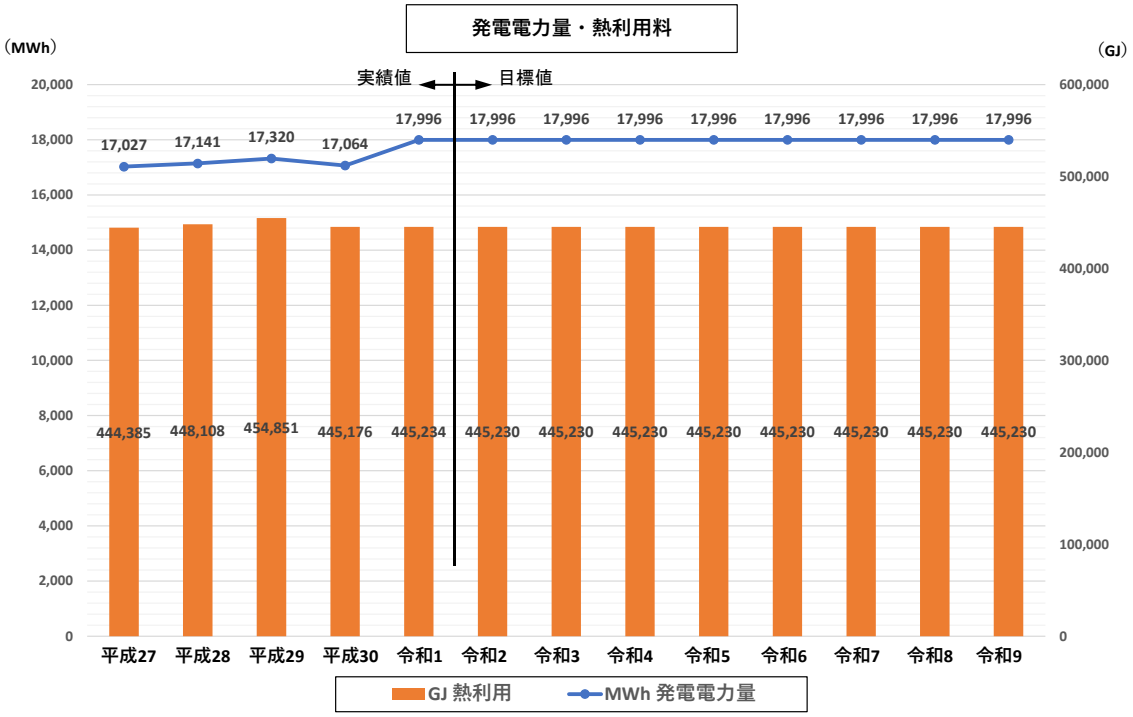
発電電力量・熱利用料
（MWh）
（GJ）
実績値
目標値
20,000
18,000
16,000
14,000
12,000
10,000
8,000
6,000
4,000
2,000
0
600,000
500,000
400,000
300,000
200,000
100,000
0
17,027 17,141 17,320 17,064 17,996 17,996 17,996 17,996 17,996 17,996 17,996 17,996 17,996
444,385 448,108 454,851 445,176 445,234 445,230 445,230 445,230 445,230 445,230 445,230 445,230 445,230
平成27 平成28 平成29 平成30 令和1 令和2 令和3 令和4 令和5 令和6 令和7 令和8 令和9
GJ 熱利用
MWh 発電電力量

習志野市国土強靭化
アクションプラン

令和３年３月

（令和６年３月変更）

習 志 野 市

7　具体的な取組事業

市強靭化計画の第4章の1で示した対応策に関して、国庫補助事業等を活用して実施予定の具体的事業については以下のとおりとする。

該当する対応策	事業名等 （基本的に実施計画の事業名とする）	事業概要 （実施計画または個別計画の内容とする）	実施時期 （予定）	担当課
② 避難施設の充実	災害用マンホールトイレ整備事業	マンホールトイレの整備により、避難施設におけるトイレ機能を確保する。	—	施設再生課 教育総務課 危機管理課
② 避難施設の充実	防災公園整備における 災害用マンホールトイレ整備事業	マンホールトイレの整備により、避難施設におけるトイレ機能を確保する。	～令和 12 年度	公園緑地課
③ 迅速な復旧・復興及び 二次被害防止に向けた体制整備	道路附属物修繕事業	長寿命化修繕計画に基づく適切な修繕・維持管理を実施し、災害時の通行を確保する。 ・擁壁・法面　38 カ所　全体事業費 2 億 6 千万円	～令和 9 年度	道路整備課
③ 迅速な復旧・復興及び 二次被害防止に向けた体制整備	道路舗装維持管理計画事業	維持管理計画に基づく適切な修繕・維持管理を実施し、災害時の通行を確保する。 ・市道約 66 ㎞　全体事業費 2 億 8 千万円	～令和 6 年度	道路整備課
③ 迅速な復旧・復興及び 二次被害防止に向けた体制整備	水道施設耐震化事業	安全で安定的な水循環の実現に必要不可欠な水道施設の強靭化を図る。	—	(企)ガス水道供給課
③ 迅速な復旧・復興及び 二次被害防止に向けた体制整備	公共下水道ストックマネジメント事業	下水道施設の点検・調査・修繕・改築を計画的に実施し、施設全体の持続的な機能確保及びライフサイクルコストの低減化を図る。	～令和 9 年度	(企)下水道課
③ 迅速な復旧・復興及び 二次被害防止に向けた体制整備	公共下水道総合地震対策事業	重要な幹線等の耐震診断を実施し、耐震性能を確認し、耐震診断実施結果に基づき、耐震補強を実施する。	～令和 6 年度	(企)下水道課
⑥ 公共施設・設備の防災性向上	避難施設となる体育館トイレの改修	災害に強いまちづくりを進めるため、避難所とし指定している避難施設の体育館トイレの改修を推進する。	—	施設再生課 教育総務課
⑥ 公共施設・設備の防災性向上	鷲沼小学校建設事業	老朽化した狭隘な鷲沼小学校の建替え用地を新市街地に求めるにあたり、第一避難所及び一時避難場所としての役割を継承するとともに、防災・減災機能を拡張すべく取り組む。 ・第一避難所及び一時避難場所の整備　　・防災倉庫の整備等 【鷲沼特定土地区画整理事業関連】	～令和 10 年度	教育総務課 施設再生課
⑥ 公共施設・設備の防災性向上	大久保小学校校舎改築事業	老朽化した校舎及び体育館の建替えを実施し、教育環境及び避難施設の整備を図る。	～令和 8 年度	教育総務課 施設再生課
⑥ 公共施設・設備の防災性向上	大久保東小学校校舎改築事業	老朽化した校舎及び体育館の建替えを実施し、教育環境及び避難施設の整備を図る。	～令和 10 年度	教育総務課 施設再生課
⑥ 公共施設・設備の防災性向上	第二中学校校舎改築事業	老朽化した校舎の建替えを実施し、教育環境の整備を図る。	～令和 7 年度	教育総務課 施設再生課
⑥ 公共施設・設備の防災性向上	向山小学校長寿命化改修事業	老朽化した校舎及び体育館の長寿命化改修を実施し、教育環境及び避難施設の整備を図る。	～令和 6 年度	教育総務課 施設再生課
⑥ 公共施設・設備の防災性向上	屋敷小学校長寿命化改修事業	老朽化した校舎及び体育館の長寿命化改修を実施し、教育環境及び避難施設の整備を図る。	～令和 7 年度	教育総務課 施設再生課

⑥ 公共施設・設備の防災性向上	第一中学校長寿命化改修事業	老朽化した校舎及び体育館の長寿命化改修を実施し、教育環境及び避難施設の整備を図る。	～令和 6 年度	教育総務課 施設再生課
⑥ 公共施設・設備の防災性向上	谷津南小学校大規模改修事業	老朽化した校舎及び体育館の大規模改修を実施し、教育環境及び避難施設の整備を図る。	～令和 6 年度	教育総務課 施設再生課
⑥ 公共施設・設備の防災性向上	袖ケ浦東小学校大規模改修事業	老朽化した校舎及び体育館の大規模改修を実施し、教育環境及び避難施設の整備を図る。	～令和 7 年度	教育総務課 施設再生課
⑥ 公共施設・設備の防災性向上	新清掃工場建設計画等検討事業	清掃工場の更新に伴い、防災性の向上を検証し、今後の建設工事等に備える。 ・新清掃工場	～令和 13 年度	環境政策課
⑥ 公共施設・設備の防災性向上	(仮称)西浜一般廃棄物最終処分場用地管理事業	習志野市災害廃棄物処理計画の中で、災害廃棄物の置き場として位置付けているが、2011 年に発生した東日本大震災により発生した災害土砂をやむを得ず仮置きしている状態である。今後の災害発生に備え、災害土砂の搬出方法を検討し、実行する。	～令和 13 年度	クリーン推進課
⑦ 民間施設・設備 (社会福祉施設、児童福祉施設含む) の防災性向上	木造住宅耐震化促進事業 (住宅・建築物安全ストック形成事業)	耐震化に関する普及啓発、耐震診断費補助、耐震改修費補助を行う。	—	建築指導課
⑦ 民間施設・設備 (社会福祉施設、児童福祉施設含む) の防災性向上	危険コンクリートブロック塀等 安全対策費補助事業 (住宅・建築物安全ストック形成事業)	地震により倒壊の恐れのある危険コンクリートブロック塀等の撤去に要する費用の補助を行う。	—	建築指導課
⑦ 民間施設・設備 (社会福祉施設、児童福祉施設含む) の防災性向上	民間認可保育所等施設整備補助事業 (認定こども園施設整備交付金)	子どもを安心して育てることができる体制整備を図るため、民間認可保育所等の施設整備に要する経費の一部を補助する。	—	こども政策課
⑧ 市街地の防災性向上 ⑨ 道路・橋りょう等の防災性向上	鷺沼特定土地区画整理事業	防災・減災機能を拡張し、周辺地域の防災拠点となる新市街地を形成する。 あわせて、土地区画整理事業区域内の都市計画道路 3・4・9 号線及び 3・4・24 号線を整備することにより、災害時の避難路及び緊急車両進入路の改善を図るとともに、市内外の道路網を形成しアクセス性の向上を図る。 また、都市計画道路及び区画道路における無電柱化の整備を行うことにより、防災機能の向上を図る。 ・施行地区面積：約 37.0ha ・3・4・9 号線：L=634m、W=19～22m ・3・4・24 号線：L=473m、W=16～19m ・区画道路：L=8,527m、W=4～12.5m 全体事業費　167 億 4,800 万円	～令和 13 年度	区画整理課
⑨ 道路・橋りょう等の防災性向上	橋梁長寿命化修繕計画事業	長寿命化修繕計画に基づく適切な修繕・維持管理を実施し、災害時の通行を確保するため耐震化を図る。　・23 橋　全体事業費 21 億円	～令和 8 年度	道路整備課
⑨ 道路・橋りょう等の防災性向上	歩道橋長寿命化修繕計画事業	長寿命化修繕計画に基づく適切な修繕・維持管理を実施し、災害時の通行を確保するため耐震化を図る。　・9 橋　全体事業費 6 億 5 千万円	～令和 8 年度	道路整備課